

## 信託証書の起草ミス

信託契約書の作成過程で条文の表現を間違ふことがあります。間違つたとしても、原則として信託契約の当事者が合意しなければ、締結済みの信託契約を変更することはできません。

このような信託証書の起草ミスは日本だけではなく、信託の先進国の米国にもあります。米国でこのような間違いがどのように処理されたかを知るとは、我々にとって非常に参考になります。そこで、今回はこのような起草ミスに絡む米国の家族信託の訴訟事例を紹介します。この事案では遺言代用信託の委託者死亡後の信託財産の移転条項に起草ミスがありました。

### (1) 事実関係

委託者の夫妻には息子のジョンTの他に3名の子供（以下「他の3名の子」と言う）がありました。夫妻は自身の資産管理のために生前信託（以下「夫妻の信託」と言う）を設定しました。ジョンTは自分の名前の有限責任の事業組合（以下「LLLP」と言う）にて農業を行っていました。同事業組合の持ち分は、夫妻の信託が99%、ジョンTが1%でした。夫妻の死後における同信託の同事業組合の持ち分の処分は信託証書第5条6項が次のように定めていました。

「特定資産の分配：私の受託者（My Trustee）はLLLPの全ての持ち分とその他の農場の権利を次のように分配する。

a. もし息子のジョンTが私より長生きしたら、「私の受託者」そして後継受託者に移転し、第10条2項に基づきその管理してもらう。

(1) もしジョンTが私より長生きしなかったら、この分配は彼の子孫のために管理してもらう。

(2) もしジョンTも彼の子孫の誰も私より長生きしなかったら、この分配は消滅し、私の信託の残余財産の一部となる。第10条2項は夫妻の4名の子供のそれぞれを受益者とする信託を設定する。第10条1は夫妻の死後は夫妻の信託の残余財産は4名の子供に均等に分割し、そして彼らのそれぞれの信託に分配される。」

### (2) 夫妻の死後に発生した子供間の紛争

紛争の内容は、ジョンTがLLLP所有の農場をもら

う権利があるかどうか、それとも第10条1項に基づき4名の子供に対して平等に分配されるべきであるか、でした。

受託者のウエルス・ファーゴ銀行は地区裁判所に請願し、信託証書の条件の明確化と修正を求めました。この信託証書を起草した弁護士が宣誓供述書を提出し起草に間違いがあった、そして第5条6項がLLLPに対する権利が「私の受託者」に分配されると規定しているが、「ジョンTの信託の受託者」に分配されると規定すべきであった旨を主張しました。これに対抗して、他の3名の子は、信託証書は紛れもなくLLLPに対する権利がその第10条1項に基づき4名の子供の信託に対して平等に分配されるべきであると規定している、また、代替的に、LLLPに対する権利がジョンTの信託に移転されるとしても、夫妻の信託の残余財産に対する彼の4分の1の持ち分の中に含まれる旨を主張しました。

### (3) 判決

裁判所は委託者の信託設定の意図に基づき信託証書の間違いを適切に修正し、修正した信託証書に基づく分配を容認しました。

### (4) 筆者のコメント

日本では、受託者の注意義務は、旧信託法では「信託行為ノ定ムル所ニ従ヒ」となっていましたが、新信託法では「信託の本旨に従い」と変更されました（信託法29条1項）。これは、受託者は信託行為の定めに従っているだけでは足りず、その背後にある委託者の意図、すなわち信託の本旨に従って事務処理をすることが求められているからです。日本では、信託証書の起草ミスの裁判例はまだありませんが、遺言書に関しては類似の裁判例があります。「遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく、遺言者の真意を探究すべきものであり、遺言書が多数の条文からなる場合に、そのうちの特定の条項を解釈する場合にあたっては、単に遺言書の中から当該条項のみを他から切り離して抽出してその文言を形式的に解釈するだけでは十分ではなく、遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探究し当該条項の趣旨を確定すべきもの

である」と言っています。

なお、この訴訟事案の詳細は家族信託実務ガイド第18号(6月末発行)に掲載されている「諸外国の信託活用事情、第14回米国の民事信託に関する訴訟」をご覧ください。

民事信託活用支援機構 代表理事 高橋倫彦